

「長野県神城断層地震災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 長野県共同募金会

1 趣 旨

平成 26 年 11 月 22 日の長野県北部を震源とする地震により、県内各地において負傷者の人的被害をはじめ、家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、特に白馬村、小谷村、小川村には災害救助法が適用されました。

長野県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

長野県神城断層地震災害義援金

3 受付期間

平成 26 年 11 月 27 日（木）から平成 27 年 3 月 31 日（火）まで

4 義援金受入れ口座

(1) 取扱金融機関

金融機関	支店名	口座番号	口 座 名 義
八十二銀行	本店営業部	(普) 1202234	社会福祉法人 長野県共同募金会
ゆうちょ銀行	準備中		

※ 八十二銀行本店・支店間の窓口からの振込については、手数料は無料。（振込の際は、窓口設置の電信振込依頼書を使用願います。）

(2) 現金書留

後日、追加予定。

(3) 窓口受付

長野県共同募金会（長野市西長野 143-8 県自治会館内）

受付時間 月曜日から金曜日

（祝日、平成 26 年 12 月 27 日～平成 27 年 1 月 4 日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、長野県神城断層地震災害対策本部に拠出し、長野県が設置する義援金配分委員会で決定し被災者に配分します。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当します。本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

7 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税、住民税）を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付して下さい。
後日領収書を発行します。

8 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、平成 26 年 11 月 27 日から施行します。

9 問合せ先

社会福祉法人長野県共同募金会

〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館内

(TEL) 026 (234) 6813

(FAX) 026 (234) 3024